

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果に関し、規定することを目的とする。

(令2条例5・一部改正)

(降任・免職および休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、もしくは免職する場合、または同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任、もしくは免職または休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(令2条例5・一部改正)

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の給与については、別に条例で定める。

(委任)

第5条 この条例に関して必要な事項は、規則で定める。

(令2条例5・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。